

東部地域振興ふれあい拠点施設の管理運営概略図

○目的：地域産業の振興及び地域住民の活動・交流の促進

区分		運営業務	維持管理業務
県施設	多目的ホール	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">指定管理者の業務範囲(業務委託を含む)</div> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の貸付 ・窓口対応 ・広聴広報 ・創業支援の秘書業務 ・自主事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築、設備、外構の保守管理 ・日常的な修繕、改修 ・清掃 ・警備 ・エネルギー管理関連 ・視察対応 ・備品、什器の管理 ・駐車場、駐輪場の管理 ・光熱水費の清算
	創業支援施設		
	屋外広場、駐車場		
	商工団体スペース ※県が使用許可	各商工団体	
	パスポートセンター	県(県民生活部)	
市施設	市民活動センター	市が直接実施	
	保健センター		